

新旧対比表 みずほ通知預金規定（通帳口・リーフ口・証書口）

条番号	現行	変更後
2.（リーフ口の場合） 明細表の保管	この預金の取引明細は、当行が作成する預金取引明細表に記載して交付しますので、「預金取引明細帳」にとじ込んで保管してください。	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は当行が作成する預金取引明細表に記載して交付し、 <u>またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。</u> なお、当行が交付した預金取引明細表は「 <u>預金取引明細帳（Statement of Account Binder）</u> 」にとじ込んで保管してください。
6. 預金の解約	(1)この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書（または証書裏面の受取欄）に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、通帳（または証書）とともに提出してください。ただし、リーフ口の場合は通帳（または証書）の提出は不要です。	(1)この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書（または証書裏面の受取欄）に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、通帳（または証書）とともに提出してください。ただし、リーフ口の場合は通帳（または証書）の提出は不要です。 <u>なお、この場合、当行は必要に応じ、預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u>